

栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の趣旨

栃木県ひとにやさしいまちづくり条例で定める公共的施設の整備基準のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）による基準と異なる基準について、高齢者、障害者等の利用上の支障の有無を考慮した上で、バリアフリー法との整合性を図るため、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（以下「規則」という。）の別表第2及び第3並びに別記様式第2号の一部を改正します。

2 改正の概要

規則の別表第2で定める整備基準について、次のとおり改正します。

(1) 「2 廊下等」「3 階段」「7 敷地内の通路」における誘導用床材及び注意喚起用床材（以下「点状ブロック等」という。）の敷設について

- ① 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限り、点状ブロック等の敷設が必要である旨の規定を追加します。
- ② 視覚障害者の利用上支障のない場合には、点状ブロック等の敷設が不要である旨の規定を追加します。

(2) 「4 エレベーター」について

- ① エレベーターの構造は、バリアフリー法で定める基準に準じるものとします。
- ② 当該エレベーターがある旨を見やすい方法により表示する旨の規定を追加します。

(3) 「5 便所」について

- ① オストメイト対応便所の設置に努める旨の規定を追加します。
- ② 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置き式の小便器のほか、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器も認める旨の規定を追加します。
- ③ 当該便所があることを見やすい方法により表示する旨の規定を追加します。

(4) その他

表記の仕方について、「車いす」を「車椅子」に、「こう配」を「勾配」に、「かご」を「籠」に、「溝ぶた」を「溝蓋」に、「車いす利用者対応便房」を「車椅子利用者用便房」に改めます。

また、以上の改正内容を踏まえ、別表第3及び別記様式第2号の一部を改正します。

3 施行期日

令和6年10月1日